

特別管理産業廃棄物の種類と具体例

特別管理産業廃棄物とは、「産業廃棄物」のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので政令で定めるものをいいます。（法第2条第5項、政令第2条の4、省令第1条の2）

種類	具体例	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満の燃焼しやすいもの）	
廃酸	pHが2.0以下の廃酸。廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸	
廃アルカリ	pHが12.5以上の廃アルカリ。苛性ソーダ廃液、苛性カリ廃液、石灰廃液	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油（※PCB：ポリ塩化ビフェニル）
	PCB汚染物	PCB塗布紙くず又はPCB付着若しくは封入の廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず等
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、環境省令で定める基準に適合しないもの
	指定下水汚泥	下水道法施行令の規定により指定された汚泥で、特定有害産業廃棄物の判定基準を超えているもの
	廃石綿等	飛散するおそれのある廃石綿等 ・建築物等から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で石綿が付着しているおそれのあるもの ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等
	廃水銀等	廃水銀及び廃水銀化合物であって環境省令で定めるもの ・特定施設において生じた廃水銀等 ・水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 ・廃水銀等を処分するために処理したもの
	燃え殻	政令で定められた施設から生じ、特定有害産業廃棄物の判定基準を超えているもの
	汚泥	政令で定められた施設から生じ、特定有害産業廃棄物の判定基準を超えているもの
	廃油	政令で定められた施設から生じ、特定有害産業廃棄物の判定基準を超えているもの
	廃酸	政令で定められた施設から生じ、特定有害産業廃棄物の判定基準を超えているもの
	廃アルカリ	政令で定められた施設から生じ、特定有害産業廃棄物の判定基準を超えているもの
	鉍さい	特定有害産業廃棄物の判定基準を超えているもの
ばいじん	政令で定められた施設から生じ、特定有害産業廃棄物の判定基準を超えているもの	

< 特定有害産業廃棄物の判定基準（処分するために処理したものを除く） >

単位：mg/l（溶出量），ダイオキシン類はng-TEQ/g（含有量）

	アルキル水銀**	水銀**	トリカドミウム	鉛	有機リン	六価クロム	ヒ素	シアン	PCB	トリクロロエチレン※	テトラクロロエチレン※	ジクロロメタン※	四塩化炭素※	1,2-ジクロロエタン※	1,1-ジクロロエチレン※	ジス-1,2-ジクロロエチレン※	1,1,1-トリクロロエタン※	1,1,2-トリクロロエタン※	1,3-ジクロロプロペン※	チカラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン※	セレン	1,4-ジオキサン**、※	ダイオキシン類
鉍さい	不検出	0.005	0.09	0.3	—	1.5	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3	—	—
ばいじん 燃え殻	不検出	0.005	0.09	0.3	—	1.5	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.5	3 ng/g
汚泥	不検出	0.005	0.09	0.3	1	1.5	0.3	1	0.003	0.1	0.1	0.2	0.02	0.04	1	0.4	3	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.3	0.5	3 ng/g
廃酸 廃アルカリ	不検出	0.05	0.3	1	1	5	1	1	0.03	1	1	2	0.2	0.4	10	4	30	0.6	0.2	0.6	0.3	2	1	1	5	100 pg/l

**燃え殻は対象となりません。 ※を含む廃油は特定有害産業廃棄物に該当します。